

---

衛生センター解体工事  
処理水放流管撤去工  
発注仕様書

---

令和8年4月

北後志衛生施設組合

## 目 次

第 1 章 共通事項	1
1. 本仕様書の位置づけ	1
第 2 章 総則	1
1. 本仕様書の位置づけ	1
2. 工事概要	1
3. 工事範囲	2
4. 法令・条例・規則の厳守	2
5. 実施工程	2
6. 地元の活用	2
7. 設計変更	2
8. 工事实績情報の登録	2
9. 保険	3
10. 建設業退職金共済制度	3
11. 承諾申請図書（参考）	3
12. 関係官庁届出・申請手続き	3
13. 工事検査図書（参考）	3
14. 検査及び試験	3
15. 正式引渡し	3
16. 疑義	3
17. 監督員事務所	3
18. 関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアル	3
19. その他	3
第 3 章 安全・環境保全措置等	4
1. 安全管理（一般事項）	4
2. 事故報告	4
3. 交通及び保安上の措置	4
4. 除去物の拡散・汚染防止	4
5. 現場の美化	4
6. 周辺環境保全と事故防止	4
7. 工事車両について	4
8. 作業日及び作業時間	5
第 4 章 廃棄物の処理・処分	5
第 5 章 処理水放流管撤去工仕様	6
1. 工事条件	6
2. 掘削工	6
3. 土留工	7
4. 埋戻工	7
5. 石綿管撤去工	7

# 第 1 章 共通事項

## 1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、北後志衛生施設組合（以下「発注者」という。）が行う衛生センター解体工事の内、処理水放流管撤去工（以下「本工事」という。）に際し、発注者が工事請負業者（以下「受注者」という。）に対して要求する工事の仕様（以下「仕様書」という。）を示したものである。なお、本仕様書と他の設計図書は相互に補完するものである。

# 第 2 章 総則

## 1. 本仕様書の位置づけ

この本仕様書は、北後志衛生施設組合（以下、「本組合」）が行う衛生センター解体工事を実施するにあたり、関係法令等を遵守して本工事を実施するために必要な要求事項を取りまとめたものである。

衛生センター解体工事は、以下の①～③の工事からなる。

- ① 衛生センター解体工
- ② 河川水取水設備構造物解体工
- ③ 処理水放流管撤去工

ただし、①衛生センター解体工、②河川水取水設備構造物解体工は別途資料とする。

## 2. 工事概要

工事名称 処理水放流管撤去工  
工事場所 余市郡余市町栄町地内  
工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日  
その他 以下の表のとおり

表 2-2-1 放流管概要

項 目	内 容
処理水放流管	1,768.5m(場内配管を除く)
排水ます	1 箇所

### 3. 工事範囲

本工事は、衛生センターの敷地外にある、処理水放流管を解体撤去するものである。衛生センター解体工、河川水取水設備構造物解体工の工事範囲は別途資料とする。

なお、解体範囲は別添付図を参照するものとする。以下に本工事の範囲を示す。

#### 3-1 解体対象施設

以下の施設の撤去工を行う。以下の表に、撤去、復旧工事の内容を示す。なお詳細は、別添付図の発注図面、設計書（公示用）を参照するものとする。

表 2-3-1 撤去対象施設

番号	名称	内容
1	既設管撤去工	ACPφ200：643.66m
2	管閉塞工	ACPφ200：424.01m、DIPφ600：10.50m
3	排水ます撤去工	1箇所(□1060×1060)

#### 3-2 埋戻し工事

地下構造物撤去後の埋戻しを行う。施工は土木工事標準仕様書による。

埋め戻しに必要な土砂は発生土を利用するものとする。

#### 3-3 閉塞工

一部区間の ACPφ200 は NTT 管が上部に占有しているため管閉塞工を行う。

放流口付近の DIPφ600 は、現況護岸の構造がわからないことや、老朽化が激しく掘削による影響が懸念されるため、管閉塞工を行う。

### 4. 法令・条例・規則の厳守

受注者は、工事上関係のある法令・条例・規則等を遵守し、必要な申請、届出、手続き及び関係官公署との調整等は、受注者が行うこと。

### 5. 実施工程

実施工程については、事前に監督員及び河川管理者と協議・調整した上で決定すること。

### 6. 地元の活用

地元活用については衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

### 7. 設計変更

受注者は、公示された数量が確定した時点で、速やかに監督員へ確定数量を書面により報告すること。その他は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

### 8. 工事实績情報の登録

工事实績情報の登録は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 9. 保険

保険加入および報告は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 10. 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度については衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 11. 承諾申請図書（参考）

受注者は、施工にあたり、事前に承諾申請図書により発注者の承諾を得てから着工するものとする。提出部数及び申請図書は衛生センター解体工発注仕様書に準じる。

## 12. 関係官庁届出・申請手続き

受注者は、本工事の施工にあたり以下に示す関係官庁への届出・申請手続きを発注者に報告した後に遅滞なく行うものとする。申請図書は衛生センター解体工発注仕様書に準じる。

## 13. 工事検査図書（参考）

受注者は、工事工程に基づき適切な時期に発注者が指示する図書を提出する。提出図書は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 14. 検査及び試験

検査及び試験については衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 15. 正式引渡し

引渡しについては衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 16. 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

## 17. 監督員事務所

衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 18. 関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアル

関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアルは衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 19. その他

衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

## 第 3 章 安全・環境保全措置等

### 1. 安全管理（一般事項）

「労働安全衛生法」等の関連法規を遵守するとともに、中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会等の出版物等を参考にして、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めること。

- 1)現場ではヘルメットを完全着用し、危険な箇所等においては必ず保護具等の着用の上、作業を行うこと。
- 2)電源（発電機）・電気工具・投光器・電気機械器具等は、十分整備されたものを使用すること。また、漏電防止に十分留意すること。
- 3)火器使用に際しては、周囲の状況を把握し、災害防止に注意すること。
- 4)工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行い、結果を工事日誌へ記録するほか記録写真も整理のうえ提出すること。

### 2. 事故報告

受注者は、作業中に事故があった場合は、直ちに措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告すること。

### 3. 交通及び保安上の措置

受注者は、公道において市民の交通の妨げとなる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上の注意をしなければならない。重機などの大型車両の運搬時には、安全対策に万全を期すること。

### 4. 除去物の拡散・汚染防止

受注者は、石綿等の有害物の拡散・汚染がないよう適切な工法を採用するものとする。

### 5. 現場の美化

安全衛生管理面のほか、ごみ処理行政のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化に努めること。また喫煙所は一箇所にとりまとめ分煙を進めること。

また、定期的に工事現場周辺及び工事現場内の草刈り、ごみ拾いなど清掃を行うものとする。

### 6. 周辺環境保全と事故防止

- 1)工事期間中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては近隣住民及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。
- 2)工事に伴う振動、騒音、埃等による周辺環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の重機の使用に留意すること。
- 3)搬入・搬出車両のアイドリングを禁止すること。また、ほこりや土砂等の飛散、流出の防止、周辺環境の保全に努めること。

### 7. 工事車両について

工事期間中の工事車両は次の事項に留意すること。

- 1) 過積載による違法運行の防止  
積載荷重制限を超えて廃棄物、スクラップ、土砂等の積み込ませないこと。
- 2) 入退場は指示の経路からとし、破損、汚損等に注意し、万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。また、工事完了後に着工前との比較確認ができるよう着工前の調査、確認、記録等を入念に行うこと。
- 3) 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- 4) 資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造車両、不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- 5) 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 6) 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- 7) 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

## 8. 作業日及び作業時間

工事は、原則として4週8休による。なお、土曜日、日曜日、お盆、年末年始は行わない。また、工事現場での作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分ごろとする。なお、中斷が困難な作業、重機の搬出入等でやむを得ない作業は、事前に発注者の承諾を得た上で作業することができる。

## 第4章 廃棄物の処理・処分

廃棄物の区分と処理・処分は衛生センター解体工事発注仕様書に準じる。

なお、処理水放流管(石綿管)は衛生センター解体工の敷地内に運搬、仮置きして衛生センター解体工の廃棄物と合わせて処理処分を行う。

## 第 5 章 処理水放流管撤去工仕様

### 1. 工事条件

本工事においては、第三者への安全を第一に行うものとし、かつ作業に従事する作業者の安全確保、汚染物の飛散、流出による周辺環境への汚染防止及び廃棄物の適正な処理の作業計画を立案し、解体作業を実施するものとする。

1. 本工事の施工にあたっては、関係機関（道路管理者、河川管理者、NTT 管理者等）に対し必要となる各種申請及び協議内容を確認のうえ施工すること。
2. 放流管の撤去は原則として全区間撤去する方針とする。ただし、NTT 管が直上に埋設されている区間については、道路管理者及び NTT 管理者との協議結果から既設放流管を残置するものとする。撤去作業にあたっては、NTT 管理者との立会いのもと撤去及び残置範囲を確認しながら作業を行うこと。
3. 残置区間については、管端部の閉塞等、適切な処理を行うこと。
4. 残置範囲については、位置及び延長等を明示した図面を作成すること。
5. 本工事の施工箇所は主に国道 5 号の路肩であり、一部に国道横断、町道及び私有地を含むことから、施工にあたっては道路交通への影響を最小限とするよう施工計画を立案し、必要な交通規制を行うこと。
6. 一部民有地内での施工に関しては、施工前に別途地権者と協議をすること。また、施工後は地権者立会いのもと用地の原形復旧を行うこと。
7. 施工に先立ち、既設の地下埋設物について関係機関の資料確認及び現地確認を十分に行い、必要に応じて各管理者と協議のうえ施工すること。
8. 河川占用区域内における施工については、河川管理者と協議のうえ施工すること。
9. 本仕様書に記載のない事項については、監督員と協議のうえ施工すること。

### 2. 掘削工

掘削工については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」によるものとするが、これによらない場合は以下のとおりとする。

1. 掘削に当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他につき必要な準備を整えたうえ、着手するものとする。
2. アスファルトコンクリート舗装、コンクリート舗装の切断は、舗装切断機等を使用して切口を直線に施工するものとする。なお、取り壊しに当たっては、在来舗装部分が粗雑にならないよう行うものとする。
3. 舗装切断を施工する場合は、保安設備、保安要員等を適切に配置し、交通上の安全を確保するとともに、冷却水処理にも留意するものとする。
4. 掘削は、開削期間を極力短縮するため、その方法、位置を十分検討して行うものとする。
5. 機械掘削を行う場合は、施工区域全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意するものとする。
6. 床付け及び接合部の掘削は、配管及び接合作業が完全にできるよう所定の形状に仕上げるものとし、掘削底面は人力により凹凸のないようにていねいに基面整正を行うものとする。なお、えぐり掘り等はしないものとする。
7. 床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より 10 cm 以上取り除き、砂等に置き換えるものとする。
8. 湧水のある箇所の掘削については、土留、排水等を適切に行うものとする。

### 3. 土留工

土留工については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」によるものとする。

### 4. 埋戻工

埋戻工については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」によるものとするが、これによらない場合は以下のとおりとするものとする。

1. 埋戻しのときに、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないように注意するものとする。なお、土留の切り梁、管据付けの胴締め材、キャンパー等の取り外し時期、方法は周囲の状況に応じ決めるものとする。
2. 埋戻しは、片埋めにならないように注意しながら、締め厚さが20cmを越えないよう転圧し現地盤と同程度以上の密度を確保するものとする。

### 5. 石綿管撤去工

#### 5-1 関係法令等の遵守

1. 本工事には、石綿含有資材の撤去が含まれているので以下の法令等を遵守すること。

表 5-5-1 関係法令

関係法令等	備 考
労働安全衛生法	昭和47年法律第57号
労働安全衛生法施行令	昭和47年政令第318号
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号
石綿障害予防規則	平成17年厚生労働省令第21号（平成26年6月1日改正）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年法律137号
その他関係法令	

#### 5-2 石綿含有資材

1. 「撤去工事の対象となる石綿管は別添「撤去平面図及び横断図」に示すとおりである。ただし、現地において石綿管等の使用状況が異なる場合は、監督員に報告し協議するものとする。

#### 5-3 作業計画書

1. 作業計画書には、石綿管撤去工事において、請負者が遵守すべき事項について具体的な措置を記載するものとする。

#### 5-4 石綿作業主任者の選任

1. 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又は H18.3.31 までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任するものとする。また、下請け業者が撤去工事を行う場合は、下請け業者のうちから石綿作業主任者を選任するものとする。なお、修了証の写しは作業計画書に添付するものとする。

#### 5-5 石綿管撤去工事に従事する労働者の特別教育

---

1. 石綿管の撤去工事に従事する労働者は、石綿障害予防規則第 27 条に基づく特別教育を受けたものを充てなければならない。また、特別教育は「建設業労働災害防止協会」ほかが主催する特別教育を受講することとする。その場合、特別教育修了証の写しを作業計画書に添付するものとする。独自に特別教育を行う場合は石綿作業主任者の資格を持ったものが講師となることとする。

なお、特別教育修了証は平成 21 年 4 月 1 日以降に交付されたものとする。また、平成 20 年度までに行われた特別教育を受講したものについては、保護具の使用方法に係る 1 時間の補講を受講することとする。

#### 5-6 掲示板の設置等

---

1. 施工現場はトラ柵等で、関係者以外の立入を禁止する作業区域を明確にし、立入を禁止する旨を表示する掲示板を設置しなければならない。
2. 作業現場には労働者が見やすい箇所に下記事項を明示する掲示板を設置しなければならない。
  - ・石綿管撤去工事である旨
  - ・石綿等の人体に及ぼす作用
  - ・石綿等の取り扱い上の注意事項
  - ・使用すべき保護具等
3. 施工現場に「現場での喫煙又は飲食を禁止する」旨を表示する掲示板等を設置し、徹底しなければならない。
4. 施工現場に石綿のばく露防止対策、事前調査が終了した日、事前調査の方法及び結果等の実施内容を明示する掲示板等を設置しなければならない。
5. 施工現場に労災保険関係成立票及び各種作業主任者の氏名を見やすい場所に掲示しなければならない。

#### 5-7 安全対策

---

1. 保護具の着用
  - ① 撤去工事の作業区域内に立ち入る者は、呼吸用保護具、作業衣、ゴム手袋、ゴム長靴等適切な保護具を使用しなければいけない。
  - ② 石綿管を切断する場合、その作業区域内に入る者は①の作業衣の代わりに保護衣を着用し呼吸用保護具、ゴム手袋、ゴム長靴の他に保護めがね、シューズカバーを使用しなければならない。保護衣及びシューズカバーについてはその使用ごとに使い捨てとする。
  - ③ 撤去工事の作業区域内に出入りする場合は、作業区域内において保護具等を着脱する。なお、脱衣時には呼吸用保護具を最後に取り外すものとする。工事期間中、使用のたびに付着したものを除去し、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

#### 5-8 既設石綿管の撤去に係る土工

---

既設石綿管の撤去に係る掘削は、管頂 10cm から管底まで全断面を人力掘削することとし、管に損傷を与えないよう十分注意を払って施工する。

#### 5-9 既設石綿管の取外し

---

1. 石綿管の取外しは、管に引抜き用スリングを巻き、バックホウにて引抜く方法を基本とする。また、引抜き時は管全体に散水し湿潤化し、破管などの不測の事態に備えて、いつでも管に散水できるように作業員を配置すること。
2. 現場においてやむを得ず石綿管を切断しなければならない場合は、ただちに監督員に協議するものとする。

## 5-10 石綿管を切断する場合の対策

---

### 1. 湿潤対策等

- ①切断を行う場合、石綿管の引き抜きと同様に管全体に水をかけて湿潤状態にしておかなければならない。
- ②切断作業中は石綿粉塵の飛散を防止するため、給水装置付コンクリートカッター等を使用して、常時湿潤状態を保つようにしなければならない。このため、切断作業中に水が途切れることのないよう十分な水を確保する必要があるが、排水処理が必要になるほど多量の水を使用しないように注意する。
- ③切断を行う場合は、作業足場を確保するため、掘削底幅を掘削標準断面図に示す幅より広く設けなければならない。
- ④石綿管の切断及び切りくず等の処理は、保護具等を着用した労働者が行わなければならない。
- ⑤石綿管の切りくずや破片等は特別管理産業廃棄物である廃石綿等には該当しないが、以下の処理を行う。
  - ・切りくずや破片を収集しやすくするため、継手取壊部周辺の床にビニールシートを敷く。
  - ・切りくずや破片を周辺のビニールシートと一緒に人力により収集し、プラスチック袋等で2重に袋詰めし保管しなければならない。
  - ・破片及びビニールシートを入れたプラスチック袋等の見やすい箇所に石綿が入っていることを表示しなければならない。
  - ・他の廃棄物と分別して処分する。

## 5-11 廃石綿管のこん包

---

石綿管は取外し後できるだけ速やかに、プラスチック袋等でこん包する。

## 5-12 廃石綿管を仮置きする場合の保管

---

1. 石綿管の一時保管場所は衛生センター解体構の敷地内とする。
2. 廃石綿管が運搬されるまでの間、廃石綿管をこん包したプラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、ビニールシートで覆いをかける等の対策を講じビニールシートは石綿含有産業廃棄物として処理しなければならない。
3. 保管場所では、周囲に囲いを設け、囲いに廃石綿管の荷重がかからないように保管し、管自体の荷重により変形又は破断しないよう整然と囲いの下端から勾配50%以下となる高さとなるように積み重ねる。廃石綿管は他の廃棄物と分別して保管しなければならない。
4. 保管場所には見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設置しなければならない。
  - ・縦及び横それぞれ60cm以上であること。
  - ・石綿含有産業廃棄物の保管場所である旨の表示。
  - ・保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先の表示。
  - ・保管する産業廃棄物の数量、種類の表示。(石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載)
  - ・屋外において、産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条二号口に規定する積み重ね高さ制限の表示。

## 5-13 廃石綿管の運搬

---

1. 廃石綿管の運搬は以下の措置を執らなければならない。
  - ・破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して収集・運搬しなければならない。
  - ・積替えのために保管を行う場合は、5-12と同様の措置を講じなければならない。
  - ・運搬は、廃石綿管をプラスチック袋等にこん包したまま丁寧に運搬車両に積込みプラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、ビニールシート等で荷台に覆いをかけ、ビニールシートも産業廃棄物として処理しなければならない。

#### 5-14 廃石綿管の廃棄処分

---

1. 石綿管及び石綿管の破片等の処分（以降石綿管等という。）については、廃棄物処理法に基づき、適切に処理するものとする。
2. 処分については衛生センター解体工の廃棄物と合わせて行う。

#### 5-15 作業記録の作成

---

1. 工事施工に当り、作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、報告しなければならない。また、作業記録は、当該労働者が当該作業に従事しないこととなった日から40年間保管しなければならない。
  - 労働者の氏名
  - 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
  - 石綿等の粉じんにより著しく汚染した事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

#### 5-16 その他

---

1. 本仕様に記載のないことについては、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」等を参考にし、発注者・受注者で協議の上、決定する。